

## 祝子川漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、祝子川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、おいかわ、やまめ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前条の規定による申請は、手釣又は竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があった時は、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限及び禁止)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規 模
手 釣	1 本
竿 釣	3 本まで
筒	5 本
か ご	3 個

2 次に掲げる漁具又は漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 瀬干漁（瀬替漁を含む）
- (2) かつら縄又はう縄を使用する漁法（鮎を採ることを目的とするものに限る。）
- (3) 潜水器を使用する漁法（簡易潜水器を含む）
- (4) 火光または照明を使用する漁法（鮎を採ることを目的とするものに限る。）
- (5) 水中に電流を通じて行う漁法
- (6) 金たらい（方言かんひび）又はびん（ガラス・陶・金属及び化学製品のものを用いる）を使用する漁法
- (7) 15センチメートルにつき11節以上の細目の網（ただし、はやを採ることを目的とする場合及び手たもを除く）
- (8) 蚊針（ただし、3月1日から5月31日までの間に限る。）
- (9) ちょんがけ
- (10) リールによる鮎竿釣り

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで
うなぎ	4月1日から9月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで
おいかわ	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
もくずがに	7月1日から11月30日まで

（禁止区域）

第5条 前項の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
堰堤から上流50m下流200mまでの水面	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
や ま め	全長 15 センチメートル以下
こ い	全長 10 センチメートル以下
う な ぎ	全長 25 センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学児の幼児及び小、中学生は無料とする。

漁業名	漁具・漁法	遊 漁 料	
		一日券	1 年券
あゆ漁業	手釣・竿釣	1,000円	5,000円
うなぎ漁業	筒	—	7,000円
こい漁業	手釣・竿釣	1,000円	5,000円
おいかわ漁業	手釣・竿釣	1,000円	5,000円
やまめ漁業	手釣・竿釣	1,000円	5,000円
もくずがに漁業	かご	—	1個 3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣・竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 祝子川漁業協同組合事務所
- (2) 指定の釣具店

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所

- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に祝子川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。